

素案修正対応状況及びこれまでの意見・論点に関する考え方

資料3

①素案修正対応状況

NO	箇所	変更内容	変更理由
1	全体	「再犯防止」の表現を可能な範囲で「更生支援」に変更（法律名等の固有名称は除く）。また、P4に「更生支援」と表現することの項目を追加。	R3論点【意見2】【意見3】【意見5】による
2	P2	「1-1 策定趣旨・背景」の内容をR3年度会議資料をもとに補強。また、市が市民一人ひとりを大切にすまちづくりをおこなってきたことを追加。	R3論点【意見1】による（市民一人ひとりを大切に…の件）
3	P8-9	統計を単年度集計から複数年度集計（H29～R2）へ修正。（傾向は変わらず）	「単年度だと件数が少なく傾向が分からないのではないか」との藤井委員の意見による
4	P19	課題現状の6つ目 医療観察法の文章に「高齢者」の文言を追加。	R3論点【意見12】による
5	P28	課題現状の1つ目 「自ら努力するとともに…」に表現を変更。	R3論点【意見16】による
6	P6	「認知件数」に用語解説を追加	R4庁内PT健康推進課からの指摘による
7	P7	タイトル「検挙人員の推移」を「刑法犯検挙人員の推移」へ表現を変更	R4庁内PT高齢者支援室からの指摘による
8	P19	現状課題4つ目 認知症高齢者の文章修正	R4庁内PT高齢者支援室からの指摘による
9	P21	取組1つ目 文章を修正	R4庁内PT高齢者支援室からの指摘による
10	P21	取組1つ目 「福祉総務課」を追加	R4庁内PT高齢者支援室からの指摘による
11	P21	取組2つ目 認知症高齢者の文章を修正	R4庁内PT高齢者支援室からの指摘による
12	P23	「薬物依存者」を「薬物依存症者」へ表現を変更	R4庁内PT障害福祉課からの指摘による
13	P23	施策の方向性の1段落目文章を修正	R4庁内PT障害福祉課からの指摘による
14	P23	施策の内容（2）関係機関と連携した相談・支援体制の文章を修正	R4庁内PT障害福祉課からの指摘による

②そのほか、令和3年度策定委員会の意見・論点に対する考え方

NO	箇所	意見	意見に対する考え方
1	2-1 統計からみる 現状	【意見6】 第2章の統計については市の範囲と調布警察署の管轄区域が一致していないためデータが見にくいところがありますが、それを少し解消するための提案を後ほどさせていただきたいと思う。	(提案が届き次第検討)
2	基本方針Ⅰ ①居場所づくり	【意見7】 実は地域の方たちに助けてもらうことも多く居場所がない方を導いてくれる場合もあります。住民の力が非常に大きいので、その掘り起こしやつながりづくりといった内容も計画の中に入れればよいと思う。	調布市見守りネットワーク (P21) やトータルケアシステム (P31) の中で住民の見守りやつながりの役割を示している。
3	基本方針4: 誰一人取り残さない 支え合いのまちづく	【意見8】 以前、保護観察中の少年に國領神社のお祭りにスタッフとして入ってもらい小さな子どもの面倒を見るという役割を担ってもらったことがある。その結果、少年たちの行動が少し変わってきたので表に出してあげることが効果的ではないかと思った。こういう話を計画のどこに盛り込めるかはわからないが家に閉じ込めてしまうのではなく本人を人の輪の中に入れることがとても大事だと感じた。	保護司の活動を支援することで、保護観察中の少年の居場所確保につなげていく。
4	基本方針Ⅰ ②就労確保の支援	【意見9】 協力雇用主について検討していただけるということで、うれしく感じております。入札資格や総合評価方式における優遇等を検討している市もありますので調布市でもご検討いただければ有り難い。	(検討中)
5		【意見10】 協力雇用主という言葉が計画のどこかに入れてもよいと思う。	
6	基本方針Ⅰ ③住居確保の支援	【意見11】 P17(1)の「住居確保に向けた相談体制等の充実」に記載の「緊急連絡先となる人の確保」については関係課と調整中というお話だが非常に重要なことですのでご努力いただきたいと切に願う。仮に今回の計画では見送らざるを得ない状況にあったとしても、そのことを計画の中に残せるよう工夫していただきたいと個人的には思う。	(検討中)

7	基本方針Ⅱ ③薬物依存者への支援	【意見13】 自分が薬物を使用していたことを知られたくないため地元では参加したくないのかもしれませんが。どの地区の回復プログラムに参加してもよいが、多摩地区にもあればと思っている。	保健所や精神保健福祉センター等の関係機関連携し、適切な医療サービスに結びつけていく。また、相談体制を充実させ、回復に向けた保健・福祉サービスに結びつける。
8		【意見14】 薬物を使用した方がそれを断ち切るのはとても大変で服役や保護観察が終われば問題解決というものではない。地域とつながり続ける先として保健所や精神保健福祉センター、病院、ダルク、NAといったいろいろな選択肢があればよいと思う。	
9	基本方針Ⅲ ①非行の未然防止等	【意見15】 学校内で問題が起きているということで民生委員や保護司が学校と連携を取って年に一度研修会を実施している。子ども家庭支援センターや主任児童委員とも連携しているので、そのことを現状の主な取り組みに記載していただければと思う。	民生委員、保護司の自主的な活動として行っている事業のため、市の計画には反映しない。
10	基本方針Ⅴ ①関係機関・団体の連携強化	【意見17】 犯罪は年齢に関係なく発生するが、中学や高校を出たくらいの子もたちは卒業してしまうと情報が途絶えてしまう。保護司は1対1で対応するが、民生委員は地域全体で協力できる立場にある。保護司や更生保護女性会の方及び民生委員共々、情報の共有が必要ではないかと思う。	個人情報保護の関係で共有できない情報もあるが、行政サービス等の必要な情報は共有し、適切な支援へつながる地域づくりを進める。
11		【意見18】 市内にはいろいろな団体があるが、その団体を知っているのは役所の方である。地区協議会という地元密着型の組織が調布市にはあるので、そういうところと連携することも大事かと思う。	調布市見守りネットワーク（P21）やトータルケアシステム（P31）の中で地区協議会を位置づけ、関係機関・団体と連携して体制づくりに取り組む。
12		【意見19】 8名の方が地域福祉コーディネーターとして活動されていると聞いている。1人で2～3の小学校を受け持っているそうで、苦勞されているだろうと民生委員としても思う。そういった中でコーディネーター同士や各団体との連携があればさらに充実した活動ができると思うし、地域の再犯防止に関するより細かな情報が出てくる気もする。	調布市見守りネットワーク（P21）やトータルケアシステム（P31）の中で地域福祉コーディネーターをはじめ、関係機関・団体が連携して体制づくりに取り組む。